

岡谷蚕糸博物館芝生広場「マルベリーひろば」の活用者募集



地域交流や賑わい・活気を生み出すため、「マルベリーひろば」を活用してみたいという意欲ある実践者を募集します。

「イベントを通じて人と人のつながりをつくりたい！！」

「子どもの元気な歓声が聞こえる催し物がしたい！！」

など、交流や賑わい創出を真剣に考えている方、広場を使って実現してみませんか。

■利用の条件

- ・利用できる日：原則、博物館の開館日は毎日利用可
(市の業務で使用する場合を除く)
 - ・4/29 シルクフェア IN OKAYA
 - ・オープンエアマーケット開催(市主催、青空市)等
- ・利用できる時間：午前9時00分～午後5時00分(博物館の開館時間)
- ・利用可能設備：電源、水道、トイレ(博物館管理棟内)
- ・使用料金(1日あたり、光熱水費別)

| | | |
|-------------------|-----------|---------------------|
| 1区画(5m×6m=30㎡) | 1日 200円 | 午前(9:00~12:00)100円 |
| | | 午後(13:00~17:00)100円 |
| 全区画(20m×20m=400㎡) | 1日 1,400円 | 午前(9:00~12:00)600円 |
| | | 午後(13:00~17:00)800円 |
- ・管理経費(1日当たり電気料、水道料相当)

| | |
|-----------|-----------------|
| 1区画(30㎡) | 1日 100円 |
| 全区画(400㎡) | 1日 1,300円 |
| | 午前 600円 午後 700円 |

■応募できる人

市民の交流や賑わい創出の場となるような、広場の活用のアイデアを持ち、実践したい人(個人、団体、会社など)。

■申込方法

申込方法:博物館の公式ホームページから募集要項・申請書をダウンロードし必要事項を記入の上、下記 e-mail アドレスまでお申し込みください。

郵送・FAX の場合は、下記住所・FAX 番号により蚕糸博物館までお送りください。

※お申込み期間は、使用日の6カ月前から使用日の20日前までです。

※ご利用にあたっては、趣旨に反していないか、実現可能か、利用の制限に触れていないか等審査があります。審査の結果によっては、ご利用できないことがあります。

※審査後、採用者には、採用通知書を送付します。使用日当日、受付にご提示ください。

お問い合わせ・申し込み先

岡谷蚕糸博物館 〒394-0021 長野県岡谷市郷田 1-4-8

<https://silkfact.jp/> 

電話 0266-23-3489

e-mail:hakubutsukan@city.okaya.lg.jp

財務規則 第187条関係

マルベリーひろば使用申請書

令和 年 月 日

岡谷市長 様

申請者

住 所

氏 名

連絡先

次のとおり、マルベリーひろばを使用したいので、許可してください。

| | |
|--------|--|
| 使用者 | 団体名 氏名 住所 |
| イベント名 | |
| 使用目的 | |
| 仕様内容詳細 | |
| 仕様希望日時 | 令和 年 月 日() 時 分 から 令和 年 月 日() 時 分 まで |
| 仕様希望区画 | ()区画 全面 |
| その他 | |

使用料(令和4年度からの適用)

| 区 分 | 9:00~12:00 | 13:00~17:00 | 9:00~17:00 |
|-----|------------|-------------|------------|
| 1区画 | 100円 | 100円 | 200円 |
| 全区画 | 600円 | 800円 | 1,400円 |

管理料(光熱水費相当、令和4年度からの適用)

| 区分 | 9:00~12:00 | 13:00~17:00 | 9:00~17:00 |
|-----|------------|-------------|------------|
| 1区画 | 100円 | 100円 | 100円 |
| 全区画 | 600円 | 700円 | 1,300円 |

「マルベリーひろば」利用上の注意事項

利用者は、以下の内容を承諾したうえで利用の申し込みをしてください。

(利用の制限)

次の各号に該当する場合は、利用を認めないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害する恐れがあるもの。
- (2) 集団的及び常習的に暴力的不正行為を行う恐れがある組織の利益になるもの。
- (3) 特定の政治団体、宗教団体及び個人等の利益になるもの。
- (4) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業及びこれに類するもの。
- (5) 署名、勧誘、キャッチセールス等の行為と認められるもの。
- (6) 設備を損傷するなど施設の管理運営上支障があると認められるもの。
- (7) 異常な騒音、異臭及び振動等の発生が予想されるもの。
- (8) 法令で禁止又は法令に抵触するおそれがあるもの。
- (9) 前項に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

(注意事項)

- (1) トイレは博物館管理棟トイレを利用してください。
- (2) 敷地内は全面禁煙です。
- (3) 火気の使用を希望する場合は、事前に相談してください。
- (4) 音響設備の持ち込みは可能ですが、近隣住民へ迷惑のかからないよう十分な配慮をしてください。
- (5) 騒音、振動などの苦情が発生した場合は、直ちに利用を停止すること。なお、以降の利用を受け付けない場合があります。
- (6) 歩行者用通路、芝生内への車両の乗り入れは原則禁止です。
- (7) 市(博物館)の設備及び備品の破損、紛失については、利用者の責任において現状回復をしてください。
- (8) 利用時間を厳守してください(準備、片付けを含む)。
- (9) 利用後は清掃を行い、利用開始前の状態に戻してください。なお、汚れが激しい場合は、別途清掃料金を請求する場合があります。
- (10) 事故等のトラブルは利用者の責任で対処し、その内容は市(博物館)に報告してください。
- (11) 十分な事項防止対策を講じ、安全を確保してください。
- (12) 広場利用者専用の駐車場はないため、車両の乗り入れは必要最低限に抑えていただき、スタッフの移動は公共交通機関の利用につとめてください。

- (13) 利用の許可を受けた場合であっても、市の業務等の都合により利用できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (14) 虚偽の使用があった場合は、即座に利用を停止します。

マルベリーひろばの利用方法

■施設概要

住所 長野県岡谷市郷田1-4-8

面積 400 m²

利用可能時間 午前9時から午後5時まで

■利用可能設備

- ◎トイレは、博物館管理棟トイレをご利用ください。
- ◎イベント開始前に広場の所定の場所に「トイレ案内」の案内を張ってください。
※立札、トイレ案内、養生テープは博物館事務室にあります。
- ◎水道は、職員通用口の水道をご利用ください。
- ◎電源の確保について、事前に博物館事務所にご相談ください。

■対象火気器具等の取扱い

◎対象火気器具等を使用する場合、消火器(業務用粉末ABC10型以上)を持参してください。

※対象火気器具とは、次の1~4の器具です。

1. 液体燃料 灯油、ガソリン等を使用する器具(例:発電機・ストーブ等)
2. 個体燃料 炭、練炭等を使用する器具(例:七輪・バーベキューコンロ等)
3. 気体燃料 プロパンガス等を利用する器具(例:卓上型コンロ・炊飯器等)
4. 電気器具 電気を熱源とする器具(例:電気コンロ・電気ストーブ等)

※プロパンガス器具は清掃すること。ガスホースは、適切な長さか、劣化していないか、抜け防止(ホースバンド)をしてあるか確認すること。ガスボンベの転倒防止をしてガスが滞留しない構造になっているかを確認すること。

※発電機の予備燃料タンクは、金属製容器で日の当たらない場所で管理すること。発電機へ給油する際は、必ずエンジンを切って周囲の安全を確認し、燃料タンクの圧力調整弁を操作してから給油すること。

■飲食物を販売する場合

◎キッチンカー又はテントでの食品の販売を行う場合は、「食品衛生法に基づく営業許可証」の写しをブランド推進室へ提出してください。

◎テントで食品を販売する場合

- ・「食品衛生法に基づく営業許可」を受けた者が、自身の店舗で作ったお弁当、パン、お菓子等を販売するときは、商品をしっかり包装し、「屋号・代表者名・連絡先」を商品に表記してください。また、衛生面に十分配慮して管理してください(温度管理や直射日光等)。

・その場で食品を加工等する場合は、「取り扱い可能な食品」が定められています。「催事等の臨時出展届出書」等を、主催者が事前に諏訪保健福祉事務所へ提出してください。

■酒類を販売する場合

- ◎酒類(未開封のビンや缶)の販売は、酒類製造者又は酒類販売業者が期限付酒類小売業免許を取得する必要があります。
- ◎催物等でビール等コップに注ぐなど、その場で酒類を提供する場合は、販売業免許は必要ありません。ただし、諏訪保健福祉事務所への「食品衛生法に基づく営業許可」の提出が必要となります。

■駐車場の利用

- ◎主催者・関係者の車は博物館管理棟裏(敷地北側)に駐車してください。

■物品等の搬出入

- ◎イベント等で前日の搬入等を希望する場合は、ブランド推進室までお問い合わせください。(歩行者用通路、芝生内の車両の乗り入れは禁止です)

■利用後の片付け

- ◎ゴミは全て持ち帰ってください(イベント時は、トイレ・敷地内・周辺道路のゴミも確認してください)。

■定期的に利用する場合

- ◎連続で、又は定期的にひろばを利用する場合は、当月末の1週間前までに、次の月の予定表をブランド推進室へ提出してください。

■安全確保

- ◎AEDは博物館ミュージアムショップに設置してあります。
- ◎災害時は、ブランド推進室職員の指示に従ってください。
- ◎イベント開催にあたっては、観客及び博物館来館者の安全確保にご留意ください。

■留意事項

- ◎利用者アンケートをブランド推進室へ提出してください。
- ◎代表者は使用日当日に採用通知書を受付に提示し、イベント終了まで携帯してください。
- ◎敷地内設備を破損した場合、即座に報告してください(修繕代金を請求する場合があります)。
- ◎音響設備を使用する際は、近隣住民へ迷惑のかからないよう十分な配慮をしてください。
- ◎歩行者用通路、芝生内への車両の乗り入れは禁止です。
- ◎芝生内に支柱や杭を打つ場合は、事前にブランド推進室に報告してください。

■新型コロナウイルス感染症対策

- ◎ひろば利用者又はイベント等参加者は、多様なウイルスに対する感染症対策を施したうえで利用

してください。

例:マスクの着用、検温、手指消毒、距離の確保など

◎国や長野県が設定した警戒レベルによってはひろばの利用を自粛していただく場合があります。

イベント実施の際には中止の可能性を想定の上計画されますようお願いいたします。